

規制改革ホットライン処理方針
(令和7年3月19日から令和7年11月17日までの回答)

地域活性化・人手不足対応 WG関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
農業への民間企業の参入・農業への使用を目的とする農地の売買の民間企業への開放が必要	(1)現行制度下で対応可能 (2)事実誤認、対応不可	△	1
乗り合いタクシーのバリアフリー基準緩和	対応不可	○	2
分譲マンションへの管理員の配置義務の撤廃について	事実誤認	△	3

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要さないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年3月19日	回答取りまとめ日	令和7年4月17日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	農業への民間企業の参入・農業への使用を目的とする農地の売買の民間企業への開放が必要
具体的な内容	「食料・農業・農村基本計画」の改定に向けた骨子案、今後5年間で「農業の構造転換を集中的に推し進める」とのことですが、これまで言われてきた、新規就農・規模拡大・スマート農業が柱ですが、民間企業の参入を認めないのであれば、どれも難しいでしょう。農業への民間企業の参入・農業への使用を目的とする農地の売買の民間企業への開放が必要です。 食料・農業・農村政策審議会企画部会(第116回)配布資料一覧:農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/250122.html
提案理由	今まで、基本的に農地を持っている農家が農業法人を設立して規模拡大することは行われてきていると思いますが、異業種の民間企業が農業に参入することは珍しく、新規就農が阻害されていると思います。大手の民間企業が参入できるなら、より大規模な事業展開の可能性も開けると思います。小規模事業者には不可能な規模の投資によって、スマート農業の推進も可能になると考えられます。そのためには、農業への使用を目的とする農地の売買の民間企業への開放も必要だと思います。農地売買を専門に扱う特殊法人を設立し、国の監督のもと、農地の適正な利用を促進していくべきと考えます。
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	(1)農業への民間企業の参入について 農地は、食料を安定供給するための基盤であり、地域の貴重な資源であることから、農地を効率的に利用する耕作者による権利の取得を促進するため、農地の権利を取得する際には、農業委員会の許可が必要となります。 法人が農地の権利を取得する場合には、原則として、農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、当該要件を満たさない法人であっても、農地リース方式に限っては、平成21年の農地法改正により、企業の農業参入を完全に自由化しているところです。 また、令和7年4月1日から導入した農業経営発展計画制度では、農地所有適格法人の議決権要件を見直し、取引実績を有する食品産業など外部の民間企業が農業に参入することも可能としております。 (2)農業への使用を目的とする農地の売買の民間企業への開放について 企業が農地の権利を取得せずに、農地の売買等を仲介することについては、農地法上の規制はありません。 なお、(1)のとおり、農地法においては、農地を効率的に利用する耕作者による権利の取得促進を法の目的に掲げており、他者へ売却したり、貸借する目的での農地の権利取得は認めておりません。 例外的に、農地を所有者等から借り受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進める組織として、都道府県知事が指定する農地中間管理機構(農地バンク)による農地の中間管理が認められているところです。
該当法令等	(1)農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第16条の2等
対応の分類	(1)現行制度下で対応可能(2)事実誤認、対応不可
対応の概要	(1)制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)制度の現状欄に記載のとおりです。

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年3月19日	回答取りまとめ日	令和7年4月17日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	乗り合いタクシーのバリアフリー基準緩和
具体的な内容	乗り合いタクシーに求められるバリアフリー基準の内、乗降口幅をバス基準の800mmからタクシー基準の700mmに緩和する
提案理由	乗り合いタクシーは、きめ細かな公共交通の維持に不可欠です。しかし、バリアフリー基準はバスの基準が求められています。有名なユニバーサルデザインタクシーであっても、乗降口の幅が不足するので、都度緩和の申請が必要になります。不合理なので、基準の緩和をお願いします。
提案主体	個人

所管省庁	国土交通省
制度の現状	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第36条から第43条までにおいて、「乗合バス車両」の構造及び設備について定められており、乗降口については同省令第37条第2項第1号において定めています。
該当法令等	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第36条から第43条まで
対応の分類	対応不可
対応の概要	乗合バス車両の乗降口幅については、手動車椅子がハンドリムを手で回転して移動するための動作のスペースを10cmとし、車椅子の幅※に加えたものが80cm(電動車椅子の場合、ハンドリムを手で回転させる動作はありませんが、障害の程度が手動車椅子使用者よりも重い傾向にあることや操作ボックスの設置場所に対する余裕を見込むと80cm必要としている。)であることから、最低限の基準を80cmと定めているものであるため、当該基準を80cm未満とすることは、車椅子使用者が出入りに必要な幅を満たさないことになることから、当該提案に係る対応は困難です。 ※車椅子の寸法(JIS T9201及びT9203に示された最大寸法) ○車椅子の幅:手動車椅子及び電動車椅子を想定し、70cm

区分(案)	○
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域活性化・人手不足対応 WG関連

番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年9月25日	回答取りまとめ日	令和7年10月21日
-----	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	分譲マンションへの管理員の配置義務の撤廃について
具体的な内容	<p>東京23区など地方公共団体の条例で定められている「分譲マンションへの管理員の配置義務」について、その条例の撤廃をお願いしたい。</p> <p>※管理員…マンションのエントランス付近に設置された管理員室(受付)に勤務し、居住者・来訪者対応や各種点検等の立ち会いを行う者</p>
提案理由	<p>(1)地方公共団体(例:東京23区)の条例において「分譲マンションへの管理員の配置義務」について定められています。しかしながら、管理会社では、企業の定年退職年齢延長に伴う人材不足等を背景に管理員の採用が難しくなっています。</p> <p>(2)近年、管理会社は24時間の電話受付を充実させ、マンション設備の機械監視を行っており、昔のように必ず管理員がマンションに勤務しなければならないような状況ではありません。</p> <p>(3)それにもかかわらず、このような管理員配置義務を課すことについては、人材不足や最低時給単価の上昇による人件費高騰を通じ、管理費の上昇につながり、ひいてはマンション住民(区分所有者)の負担増につながりかねません。一方、もし、「分譲マンションへの管理員の配置義務」が撤廃されれば、以下のメリットが想定されます。</p> <p>【マンション住民(区分所有者)メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理費の値上げの必要がなくなる。(余剰金をマンションの修繕費用に充てることが可能となる。) ・(新規のマンションでは)管理費を低額に設定し、又はすることが可能となる。 <p>【管理会社メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材不足の中、管理員を採用する必要がなくなる。 ・人件費の高騰を管理組合に転嫁する必要がなくなる。 <p>令和6年度に国土交通省へ「管理員の配置義務緩和」を要望させていただきましたが、同省は所管ではなく、地方公共団体個別に要望することは困難であることから、投稿させていただきました。</p> <p>現在、マンションを巡っては、マンション修繕積立金の不足が課題の一つとされています。マンション住民の負担の軽減につながる本件要望につき、御配慮よろしくお願ひいたします。</p>
提案主体	一般社団法人マンション管理業協会

所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>国土交通省が所管する法令において、マンションに管理員を配置することを義務付ける規定等ではなく、管理員をマンションに配置し、管理員業務に従事させるかどうかを決めるのは、個々のマンションの状況に応じて、管理組合の判断によるものとなります。</p> <p>また、本提案については地方公共団体が個別に定めている条例に関するご要望であることから、ご提案に対して、国土交通省としてご回答できる内容等はございません。</p>
該当法令等	一
対応の分類	事実誤認

区分(案)	△
-------	---